

平成28年3月

工事及び設計等委託業務請負業者の皆様へ

ひたちなか市総務部管財課

最低制限価格制度について

ひたちなか市では、平成28年4月より公共工事の品質確保及びダンピング受注対策の一環として、最低制限価格制度を適用いたします。

なお、適用対象案件等の詳細は、以下のとおりです。

記

1. 適用対象とする案件

原則として、設計金額が130万円を超え3000万円以下の競争入札に付する工事（施設修繕含む）及び設計金額が130万円を超える競争入札に付する設計等委託業務に適用します。

なお、最低制限価格が適用されない競争入札に付する工事については、低入札価格が適用となります。

2. 最低制限価格の公表

最低制限価格は、非公表とします。

3. 入札参加者への周知

最低制限価格を設定したときは、入札公告又は指名通知書に最低制限価格を設定していることを記載します。

4. 落札者又は落札候補者の決定

最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札した者を落札者又は落札候補者と決定します。

5. 適用時期

平成28年4月1日以降に公告又は指名する案件より適用いたします。

問合せ先

茨城県ひたちなか市東石川2-10-1

ひたちなか市総務部管財課契約係

029-273-0111

内線：1225～1227